

令和5年度 介護アシスタント促進事業 実施要綱

1 目 的

介護現場における身体介護などの専門的な業務以外の周辺業務に従事する介護アシスタントの導入を支援し、介護職員が専門的な業務に専念できる環境を整備することで、介護職員の業務負担の軽減及び業務の効率化を図り、介護職員の定着と介護人材の確保、地域住民等の就労先の確保につなげることを目的とする。

2 介護アシスタントの定義等

「介護アシスタント」は、介護現場で職員をサポートする職種で、身体介護以外の周辺業務を担うものとする。具体的には、エプロン・おしぼりの配布、お茶づくり、配茶・配膳、自助具配り、食事の見守り、食堂の片づけ、移動の声掛けなどの生活支援の部分が想定される。

3 介護アシスタント対象者・募集人数

介護の職場で就業を希望されている方 25名

(企業等で定年退職を予定している方、シニアの方、ブランクがある方、子育てがひと段落した方など幅広く募集)

4 導入対象施設

岡山県内にある養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、生活介護、施設入所支援等、介護職員が在籍する施設

5 受入期間

令和5年7月より随時

6 勤務条件等

- (1) 原則3か月間の有期雇用とし、OJTにて育成する。受入施設は雇用期間終了前に面談を実施する。3か月のOJT後も可能な限り継続雇用に努めること。
- (2) 勤務時間は、週16時間程度の短時間とする。(例：1日4時間×週4日など)
- (3) 無資格、未経験、短時間での勤務可能とし、年齢要件等は設けないこと。
- (4) 介護アシスタントが従事する業務は、介護周辺業務に限定し、食事介助や入浴介助などの身体介護業務には原則として従事させないこと。(介護に関する資格を持ち介護業務の経験がある方については、この限りではない)

7 事業の流れ

①介護アシスタント導入を希望する事業所

導入マニュアルを確認のうえ、「介護アシスタント促進事業求人票」(様式1)を岡山県福祉人材センターに提出し登録する。

本センターは、求人票、事業所一覧表をホームページに掲載、関係団体に周知する。

②介護アシスタントとして就業を希望する方

本センターホームページ上の応募申込フォームまたは、「介護アシスタント申込用紙」に記入し、本センターに申込む。

③事業所への連絡調整

本センターより希望の業務内容や時間帯等について聞き取りを行った後、応募者情報を事業所に連絡する。

④事業所から応募者へ直接、面接等の連絡

事業所から応募者へ電話・メール等で、直接、面接日程等の連絡をする。

⑤面接結果の報告

事業所は、面接等による採否について本センターに報告する。

⑥雇用について

雇用契約は事業所と採用者の間で取り交わす。雇用後、原則3か月間、OJTにて育成し介護アシスタントとして勤務してもらう。雇用期間終了前に面談を実施し、介護アシスタントが継続して就労を希望する場合、また、施設側が継続雇用を希望する場合には、双方の合意による雇用の継続を期待する。

⑦状況報告について

雇用開始1か月後、本会へ状況報告書（様式2）を提出する。

⑧終了報告について

雇用終了後、本会へ実施報告書（様式3）を提出する。

8 補助金について

介護アシスタントを1か月以上雇用した場合に限り、労働環境改善・OJT環境整備費として1名につき55,000円を補助する。

9 留意事項

- (1) 実施施設の事業実施にあたっては、個人情報の取り扱いに注意すること。
- (2) その他、この実施要項に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、別途協議する。

10 各種感染症拡大防止対策

実施施設の感染症拡大防止対策要領等に沿い、適切な感染防止対策を講じて事業を実施すること。

11 問い合わせ先

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会（岡山県福祉人材センター） 担当：中島
〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内
TEL 086-226-2888 FAX 086-226-3557
E-mail jinzaicenter@fukushiokayama.or.jp